

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	エコトラスト株式会社
施設名称	丸山安定型処分場
設置場所	静岡県富士市神戸字丸山365番2 外4筆
問合せ先	静岡県富士市今宮128番地の20

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添のとおり
--	--------

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第七号	安定型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況： 7 年度分 公表の期限：翌月の末日)

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
廃プラスチック類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
ゴムくず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
金属くず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	12.28 m ³	6.02 m ³	7.34 m ³	13.42 m ³	4.22 m ³	—	13.38 m ³	—	—	—		
がれき類	92.12 m ³	130.24 m ³	40.00 m ³	50.00 m ³	40.00 m ³	51.76 m ³	42.98 m ³	—	—	—		

ロ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号。以下「最終処分場基準省令」という。）第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分場基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況： 7 年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況： 年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる廃棄物の流出を防止するための擁壁等	令和7年4月毎営業日	異常なし	—	—
	令和7年5月毎営業日	異常なし	—	—
	令和7年6月毎営業日	異常なし	—	—
	令和7年7月毎営業日	異常なし	—	—
	令和7年8月毎営業日	異常なし	—	—
	令和7年9月毎営業日	異常なし	—	—
	令和7年10月毎営業日	異常なし	—	—
	令和7年11月毎営業日	異常なし	—	—
	令和7年12月毎営業日	異常なし	—	—

	令和8年1月毎営業日	異常なし	—	—
	令和8年2月毎営業日			
	令和8年3月毎営業日			

※詳細な点検項目は以下の通りである。

点検箇所	点検項目	
処分場	防護柵の変形・破損	防護柵の破損、変形 目視点検
	擁壁の変形・破損	堰堤、擁壁の破損、変形
	取水管の変形・破損	観測井戸、水路

ハ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(状況： 7 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

項目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	令和7年3月31日	705m ³

ニ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ロの規定による検査に関する次に掲げる事項

(状況： 7 年度分 公表の期限：翌月の末日)

(状況： 7 年度分 公表の期限：付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日)

展開検査	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施回数	13	15	8	8	6	7	11	0	0	0		
展開検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

ホ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ハ及びホの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

埋立処分開始後（周縁井戸 A 又は地下水集排水設備）

(状況： 7 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

上流地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
		上流観測井戸	令和7年8月19日	令和7年9月8日	検査結果
アルキル水銀	検出されないこと。			0.0005	○
総水銀	一リットルにつき0.000五ミリグラム以下			0.0005	○
カドミウム	一リットルにつき0.00三ミリグラム以下			0.0003	○
鉛	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下			0.001	○
六価クロム	一リットルにつき0.0五ミリグラム以下			0.002	○
砒素	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下			0.001	○
全シアン	検出されないこと。			0.1	○
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。			0.0005	○
トリクロロエチレン	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下			0.001	○
テトラクロロエチレン	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下			0.0005	○
ジクロロメタン	一リットルにつき0.0二ミリグラム以下			0.002	○
四塩化炭素	一リットルにつき0.0二ミリグラム以下			0.0002	○
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき0.0四ミリグラム以下			0.0004	○
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき0.一ミリグラム以下			0.01	○
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつきシス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量0.0四ミリグラム以下			0.004	○
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下			0.0005	○
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき0.0六ミリグラム以下			0.0006	○

一・三ージクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下			0.0002	○
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下			0.0006	○
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下			0.0003	○
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下			0.002	○
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下			0.001	○
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下			0.001	○
一・四ージオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下			0.005	○
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下			0.0002	○
<p>「検出されないこと。」とは、最終処分場基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。</p>					

埋立処分開始後（周縁井戸B）

（状況： 7 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

下流地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
		下流観測井戸	令和7年8月19日	令和7年9月8日	検査結果
アルキル水銀	検出されないこと。			0.0005	○
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下			0.0005	○
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下			0.0003	○

鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下			0.001	○
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下			0.002	○
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下			0.001	○
全シアン	検出されないこと。			0.1	○
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。			0.0005	○
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下			0.001	○
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下			0.0005	○
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下			0.002	○
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下			0.0002	○
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下			0.0004	○
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一—二ミリグラム以下			0.01	○
一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつきシス—一・二—ジクロロエチレン及びトランス—一・二—ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下			0.004	○
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一—ミリグラム以下			0.0005	○
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下			0.0006	○
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下			0.0002	○
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下			0.0006	○
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下			0.0003	○
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下			0.002	○
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下			0.001	○
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下			0.001	○
一・四—ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下			0.005	○

クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下			0.0002	○
<p>「検出されないこと。」とは、最終処分場基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。</p>					

埋立処分開始後（浸透水採取設備）

（状況： 7 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
		下流観測井戸	令和7年8月19日	令和7年9月8日	検査結果
アルキル水銀	検出されないこと。			0.0005	○
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下			0.0005	○
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下			0.0003	○
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下			0.006	○
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下			0.002	○
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下			0.001	○
全シアン	検出されないこと。			0.1	○
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。			0.0005	○
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下			0.001	○
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下			0.0005	○
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下			0.002	○
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下			0.0002	○
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下			0.0004	○
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下			0.01	○

一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつきシス―・二―ジクロロエチレン及びトランス―・二―ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下			0.004	○
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下			0.0005	○
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下			0.0006	○
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下			0.0002	○
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下			0.0006	○
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下			0.0003	○
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下			0.002	○
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下			0.001	○
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下			0.001	○
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下			0.005	○
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下			0.0002	○

「検出されないこと。」とは、最終処分場基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。

埋立処分開始後、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(状況： 7 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
				生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量
4月		令和7年4月21日		0.9
5月		令和7年5月21日		0.6
6月		令和7年6月17日		0.5

7月		令和7年8月4日		1.1
8月		令和7年8月19日		0.6
9月		令和7年9月16日		1.3
10月		令和7年10月14日		2.3
11月		令和7年11月17日		1.3
12月		令和7年12月22日		1未満
1月		令和8年1月15日		0.8
2月				
3月				

へ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ニ及びへの規定による措置に関する次に掲げる事項

(状況： 7 年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合	—	—	—

※異常なし

(状況： 7 年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合していないとき。	—	—	—
水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラムを超えているとき、又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラムを超えているとき。	—	—	—

※異常なし